

令和6年度 第1回

大阪府国土利用計画審議会 会 議 録

日 時：令和7年1月23日（木）

午前10時00分～午前11時11分

場 所：大阪市中央区大手前3丁目1番43号

ホテルプリムローズ大阪 「鳳凰の間」

議 題

【審 議 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (農業地域の縮小)

【報 告 案 件】

大阪府土地利用基本計画の変更について (森林地域の縮小)

【報 告 事 項】

大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて

大阪府国土利用計画及び大阪府土地利用基本計画の改定について

令和6年度第1回 大阪府国土利用計画審議会委員名簿

番号	資格	氏 名	職 名	出欠	備 考
1	学識経験のある者	嘉 名 光 市	大阪公立大学大学院教授	出	会長
2		岡 井 有 佳	立命館大学教授	出	会長代理
3		大 庭 哲 治	京都大学大学院教授	出	
4		小 川 亮	大阪公立大学大学院教授	出	
5		坂 野 上 な お	京都大学講師	出	
6		武 田 重 昭	大阪公立大学大学院准教授	欠	
7		藤 田 香	近畿大学教授	出	
8		牧 紀 男	京都大学教授	出	会議録署名委員
9		中 谷 清	一般社団法人大阪府農業会議会長	出	
10		高 士 佳 子	大阪商工会議所女性会常任委員	出	
11		山 田 重 雄	大阪府森林組合代表理事専務	出	
12		山 本 清 孝	一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会会長	出	
13	府 議 会 議 員	橋 本 ゆ う と	大阪府議会議員（維新）	出	会議録署名委員
14		坂 上 敏 也	大阪府議会議員（維新）	出	
15		三 田 勝 久	大阪府議会議員（維新）	出	
16		西 林 克 敏	大阪府議会議員（維新）	出	
17		岩 本 ゆ う す け	大阪府議会議員（維新）	出	
18		藤 村 昌 隆	大阪府議会議員（公明）	出	
19		山 下 浩 昭	大阪府議会議員（公明）	出	
20		須 田 旭	大阪府議会議員（自民）	出	
21	市町村長を代表する者	辻 宏 康	大阪府市長会会長	欠	
22	市町村長を代表する者	田 代 堯	大阪府町村長会会長	欠	
23	大 阪 市 長	横 山 英 幸	大阪市長	欠	

※ 委員23名中19名出席

令和6年度第1回 大阪府国土利用計画審議会幹事名簿

番号	職 名	氏 名	出欠	備 考
1	大阪都市計画局長	尾花 英次郎	出	
2	大阪都市計画局技監	上 溝 憲 郎	出	
3	大阪都市計画局副理事	森 岡 清 高	欠	
4	大阪都市計画局計画推進室	西 江 誠	出	
5	大阪都市計画局拠点開発室	日 田 哲 也	出	
6	大阪都市計画局計画推進室計画調整課長	木 村 佳 英	出	
7	大阪都市計画局計画推進室計画調整課参事	木 下 正 浩	出	
8	政策企画部企画室推進課長	矢 田 昌 己	※	幹事(臨時):推進課参事 帆足 元太
9	商工労働部成長産業振興室国際ビジネス・スタートアップ支援課長	柿 本 博 之	※	幹事(臨時):国際ビジネス・スタートアップ支援課長補佐 是洞 公紀
10	環境農林水産部みどり推進室みどり企画課長	水 田 克 史	※	幹事(臨時):みどり企画課参事 柴崎 高宏
11	環境農林水産部みどり推進室森づくり課長	塩 野 雅 典	出	
12	環境農林水産部農政室整備課長	石 田 芳 則	出	
13	都市整備部事業調整室事業企画課長	丸 橋 尚 司	※	幹事(臨時):事業企画課長補佐 北浦 宏章
14	都市整備部事業調整室都市防災課長	三 原 淳 子	出	
15	都市整備部道路室道路整備課長	廣 橋 徹	※	幹事(臨時):道路整備課長補佐 寺岸 克倫
16	都市整備部河川室河川整備課長	矢 野 克 己	※	幹事(臨時):河川整備課長補佐 平井 幹也
17	都市整備部公園課長	難 波 孝 行	出	
18	都市整備部住宅建築局居住企画課長	遠 藤 望	出	
19	都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長	生 駒 康 宏	出	
20	大阪港湾局計画整備部計画課計画調整担当課長	村 田 隆 彦	出	

※ 代理として任命した幹事（臨時）が出席

目 次

1 開会.....	1
2 署名委員の指名.....	4
3 議第1号「大阪府土地利用基本計画の変更について」	5
4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について」	11
5 報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」	16
6 報告事項「大阪府国土利用計画及び土地利用基本計画の改定について」 ..	25
7 閉会.....	30

1 開 会

(午前10時00分 開会)

【司会】 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回大阪府国土利用計画審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

私は本日の司会を務めます大阪都市計画局計画推進室計画調整課の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は委員数23名のうち19名の委員に御出席をいただいておりますので、大阪府国土利用計画審議会条例第五条第2項の規定により、本審議会の定足数を満たしており、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本審議会は公開で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たり、大阪府大阪都市計画局長尾花より御挨拶を申し上げます。

【大阪都市計画局長 尾花】 大阪都市計画局長の尾花でございます。

令和6年度第1回大阪府国土利用計画審議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、本審議会に御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、日頃より本府まちづくり行政の推進に、格別の御理解、御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、大阪・関西万博2025の開催まで、残り3か月を切ったところでございます。先日、1月19日には、万博会場への鉄道アクセスとなり

ますOsaka Metroの中央線「夢洲駅」が新たに開業いたしました
て、いよいよ万博開幕という実感を強くしております。

また、この万博に先駆けまして、昨年9月には「うめきた2期開発」
が先行まちびらきを迎えました。

さらに京阪・枚方市駅前では、再開発事業による複合施設がオープンす
るなど、府内各地で、まちづくりが着実に進んでいるところでございます。

このような中、本国土利用計画審議会は、まちづくりの根幹となる土地
利用計画を中心に御審議を賜る貴重な機会でございます。

本日は、大阪府土地利用基本計画の変更について御審議を賜りますとと
もに、第五次・大阪府国土利用計画の進捗状況などにつきまして御報告を
申し上げます。

併せまして、大阪府国土利用計画及び土地利用基本計画の改定に向けた
方針等につきましても、御意見・御指導を賜りたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、どうか忌憚のない御意見、御議論を賜り
ますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

【司会】 ありがとうございました。

では、本日、審議会に御出席いただいております委員の皆様の紹介をし
てまいります。

まず、学識経験者の委員の皆様を御紹介いたします。

嘉名委員でございます。

岡井委員でございます。

大庭委員でございます。

小川委員でございます。

坂野上委員でございます。

藤田委員でございます。

牧委員でございます。

中谷委員でございます。

高士委員でございます。

山田委員でございます。

山本委員でございます。

続きまして、大阪府議会議員の委員の皆様を御紹介いたします。

橋本委員でございます。

坂上委員でございます。

三田委員でございます。

西林委員でございます。

岩本委員でございます。

藤村委員でございます。

山下委員でございます。

須田委員でございます。

ここで審議に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧を御覧ください。

1つ目としまして「配付資料一覧」と「委員配席表」、2つ目としまして「大阪府国土利用計画審議会条例及び規則」、続きまして「議題及び委員・幹事名簿」、続きまして右上に資料1と書かれました「令和6年度第1回大阪府国土利用計画審議会議案書」、同じく右上に資料2と書かれました「大阪府土地利用基本計画の変更について」が説明資料でございます。併せまして、報告事項説明用の「パワーポイントの表示画面」を印刷したものが2種類及び「大阪府土地利用基本計画」をお手元に配付させていた

だいております。

不足等漏れなどございませんでしょうか。

それでは審議に入らせていただきます。

以降の議事につきましては、大阪府国土利用計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が当審議会の議長になると定められておりますので、嘉名会長に議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【嘉名 会長】 議事進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

2 署名委員の指名

【嘉名 会長】 それでは、まず本日の会議録の署名委員を決めさせていただきます。

本審議会規則第六条第1項に基づき、会議録を作成し、同条第2項において署名をしなければならないとあります。

会議録の署名は、本審議会規則第六条第2項の規定により、会長及び会長が指名する2名以上の委員となっておりますので、誠に僭越ではございますが、私のほうから次のお2人の委員をお願いしたいと思います。

まず学識経験者の委員からは牧委員、お願いします。

それから大阪府府議会議員の委員より三田委員、お願いいたします。

両名をお願いしたいと思います。

委員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

【嘉名 会長】 はい。それでは牧委員、三田委員のお2人よろしくお

願いいたします。

3 議第1号「大阪府土地利用基本計画の変更について」

【嘉名 会長】 では、改めまして議事を進めていきたいと思います。

本日は審議案件1件、報告案件1件、報告事項2件となっております。

まず審議案件ですけれども、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更について」と題しまして、「河内長野市、和泉市および岸和田市における農業地域の縮小」でございます。

内容について、幹事より説明をお願いします。

【幹事 木村計画調整課長】 大阪都市計画局計画推進室、計画調整課長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

大阪府土地利用基本計画の変更については、第1号議案と報告案件がございますが、議案の説明に入る前に大阪府土地利用基本計画の位置づけ及び概要について御説明します。

大阪府土地利用基本計画は国土利用計画法・第9条の規定により、大阪府国土利用計画を基本として策定しており、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などの土地利用に係る個別規制法の総合調整機能を果たす上位計画となります。

大阪府土地利用基本計画は、計画書と計画図から構成されており、計画書に、土地利用の基本方向として土地利用に関する基本理念、将来像と基本方針、原則を記載するとともに、都市地域や農業地域などの5地域区分が重複する地域における、土地利用に関する調整指導方針を記載しております。また計画図には、5つの地域の範囲を5万分の1の図面に示しております。

5つの地域の指定の考え方につきましては、国土交通省が作成した「国土利用計画法に基づく国土利用計画及び土地利用基本計画に係る運用指針」に基づき、次のとおり定めております。

都市地域は、都市計画法に基づく都市計画区域に相当する地域、農業地域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に相当する地域、森林地域は森林法に基づく国有林及び地域森林計画対象の民有林の区域に相当する地域、自然公園地域は自然公園法に基づく自然公園に相当する地域、自然保全地域は自然環境保全法に基づく大阪府自然環境保全条例による大阪府自然環境保全地域に相当します。

これらの考え方に基づき、指定された5つの地域の規模は、現時点で示している表のとおりとなっております。5地域区分合計は、府域面積の約1.6倍となっており、約11万ヘクタール重複して指定されております。

この図は、5つの地域の指定の状況を概念的に示したものでございます。本計画においては、この重複するエリアにおける土地利用に関する調整、指導の方針が重要となります。5地域区分の重複する地域における土地利用に関しては、調整指導方針により、土地利用を図ることとしております。今回の変更内容に係る調整指導方針は、後ほど御説明いたします。

それでは、第1号議案「大阪府土地利用基本計画の変更」として、農業地域の縮小について御説明いたします。

初めに、土地利用基本計画において定めている調整指導方針において、農業地域における土地利用の調整方針を御説明します。今回御説明します4地区については、全て農業地域と都市地域が重複している状況ですので、これに絞って御説明します。

農業地域は、農業地域の中でも特に農業上の利用を図るべき農用地区域

と、農用地区域以外の農業地域に分類されます。都市地域は、優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に分類されます。このように市街化調整区域と農用地区域とが重複する場合は、農地としての利用を優先することとしております。

また、農用地区域以外の農業地域との重複であれば、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用も認めることとしております。そして、市街化区域と農業地域は重複しないこととなっております。

今回、審議対象となる4地区は全て、区域区分の変更、市街化区域への編入を予定している箇所であり、先ほどの説明のとおり市街化区域と農業地域は重複しないものであるため、農業地域を縮小するものでございます。

なお、これらの農業地域の縮小は、都市計画審議会、農業振興地域整備審議会を経て、市街化区域への編入を行う際に併せて縮小するものです。

それでは各地区について御説明します。議案書の1から4ページ及び説明資料の2ページ以降に記載の「整理番号1・河内長野農業地域の縮小」について御説明します。

今回、河内長野農業地域の縮小対象となるのは、河内長野市の西部に位置する小山田西地区であり、延伸予定の都市計画道路、大阪河内長野線の沿道にある赤色で示す箇所となります。詳細はこちらにお示しします。今回、縮小する区域は赤枠で示す範囲となります。

本地区の現況は、農地及び山林などとして利用され、地区周辺も農地等が広がっております。地域区分は、全域が都市地域で、うち斜線部分は市街化区域、斜線部分以外は市街化調整区域となっております。

また、オレンジ色部分が農業地域で、そのうち斜線部分は農用地区域であり、今回縮小する赤枠部分は、市街化調整区域と農用地区域以外の農業

地域が重複する地域となっております。

今回、縮小対象となる小山田西地区は、現在、農業地域でございますが、幹線道路沿道に位置するという立地特性を生かした計画的な市街地の形成を目的に、今年度、令和6年度末に市街化区域への編入を予定しているため、農業地域を約23ヘクタール縮小するものでございます。

次に議案書の5ページに記載の「整理番号2・和泉農業地域の縮小」について御説明します。

今回、和泉農業地域の縮小対象となるのは、和泉市の北部に位置する府中町五丁目地区であり、現在事業中の都市計画道路、大阪岸和田南海線の沿道にある赤色で示す箇所となります。詳細はこちらにお示しいたします。今回、縮小する区域は赤枠で示す範囲となります。

本地区の現況は、農地と一部道路用地として利用され、地区の北側は市街地が広がっており、南側は農地等が広がっております。地域区分は、全域が都市地域で、うち斜線部分は市街化区域、斜線部分以外は市街化調整区域となっております。

また、オレンジ色部分が農業地域で、そのうち斜線部分は農用地区域であり、今回縮小する赤枠部分は市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域が重複する地域となっております。

今回、縮小対象となる府中町五丁目地区は、現在、農業地域でございますが、幹線道路沿道に位置するという立地特性を生かした計画的な市街地の形成を目的に、令和7年度に市街化区域への編入を予定しているため、農業地域を約0.4ヘクタール縮小するものでございます。

同じく和泉農業地域について、議案書の6ページに記載の「整理番号3・和泉農業地域の縮小」について御説明します。

縮小対象となるのは、和泉市の西部に位置する唐国町四丁目地区であり、

都市計画道路、泉州山手線の沿道にある赤で示す部分となります。詳細はこちらにお示しいたします。今回、縮小する区域は赤枠で示す範囲となります。

本地区の現況はため池、道路用地等として利用され、地区の周辺には市街地が広がっております。地域区分は、全域が都市地域で、うち斜線部分は市街化区域、斜線部分以外は市街化調整区域となっております。

また、オレンジ色部分が農業地域で、そのうち斜線部分は農用地区域であり、今回縮小する赤枠部分は市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域が重複する地域となっております。

今回、縮小対象となる唐国町四丁目地区は、現在、農業地域でございますが、幹線道路沿道に位置するという立地特性を生かした計画的な市街地の形成を目的に、令和7年度に市街化区域への編入を予定しているため、農業地域を約4ヘクタール縮小するものでございます。

最後に議案書の7ページに記載の「整理番号4・岸和田農業地域の縮小」について御説明します。

今回、岸和田農業地域の縮小対象となるのは、岸和田市の東部に位置する摩湯地区であり、都市計画道路、泉州山手線の近辺にある赤色で示す箇所となります。詳細はこちらにお示しいたします。今回、縮小する区域は赤枠で示す範囲となります。

本地区の現況は、ため池としての利用のほか、一部宅地として利用されています。地区の周辺は市街地が広がっております。地域区分は全域が都市地域で、うち斜線部分は市街化区域、斜線部分以外は市街化調整区域となっております。

また、オレンジ色部分が農業地域で、今回縮小する赤枠部分は、市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域が重複する地域となっております。

今回、縮小対象となる摩湯地区は、現在、農業地域でございますが、幹線道路近辺に位置するという立地特性を生かした計画的な市街地の形成を目的に、令和7年度に市街化区域への編入を予定しているため、農業地域を約7ヘクタール縮小するものでございます。

本案件の変更によりまして、説明資料の1ページの総括表にございましており、農業地域は3万2,506ヘクタールから、34ヘクタール減少し、3万2,472ヘクタールとなります。

なお、御説明させていただいた変更案につきまして、河内長野市、和泉市及び岸和田市へ国土利用計画法第9条に基づく意見照会を行ったところ、意見はございませんでした。

第1号議案は以上でございます。

【嘉名 会長】 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

西林委員。

【西林 委員】 すみません、説明ありがとうございました。

ちょっと無知なもので教えていただきたいんですけども、この河内長野の農業地域の縮小に関してなんですけども、この都市計画道路が走るエリア、この辺りが農地から変わるというのは分かるんですけど、それ以外のかかなりの面積、農地が恐らく変更になるということなんですけども、これは地元で新しいまちづくりがここで起こるという、そういう認識でよろしいんでしょうか。教えていただきたいと思います。

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございます。幹事、いかがでしょうか。

【幹事 木下計画調整課参事】 計画調整課参事の木下です。お答えさ

させていただきます。

この地区につきましては、今、区画整理事業、こちらを予定されておりまして、都市計画道路の延伸と併せて区画整理事業を進められる予定というのを聞いておりまして、それに併せまして道路の基盤整備が整いまして、その後、産業用地として利用されるというふうに聞いております。

【西林 委員】 ありがとうございました。

【嘉名 会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

では、御意見、御質問がないようでございますので、採決に入りたいと思いますよろしいでしょうか。

本議案を原案どおり承認することにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

【嘉名 会長】 はい。御異議がないようですので、原案どおり可決します。

では、次の報告案件に移ります。

4 報告案件「大阪府土地利用基本計画の変更について」

【嘉名 会長】 報告案件ですが、大阪府土地利用基本計画の変更についてと題しまして、豊能町、四條畷市及び泉佐野市における森林地域の縮小について、報告がございます。

内容について幹事より説明をお願いします。

【幹事 木村計画調整課長】 続いて、報告案件、大阪府土地利用基本計画の変更として、森林地域の縮小について御説明します。

案件の説明に先立ちまして、森林法に基づく林地開発許可と今回の案件との関係について御説明します。

森林地域における開発、いわゆる林地開発については、災害防止、水害防止、水源涵養の確保、環境の保全の4つの基準を満たせば、森林法第10条の2・第2項に基づき、開発を許可しなければならないこととなっております。

また、このような林地開発許可の後、開発行為が行われ、林地開発の完了を確認した後、縮小すべき区域を確定させ、森林審議会の了承を得た上で国土利用計画審議会を経て、土地利用基本計画を変更することになっております。

以上の流れにより、本審議会の開催時点では当該森林が他の用途に転用されていることから、森林地域の縮小については平成22年度の本審議会におきまして、報告案件として取扱うこととしております。

それでは、報告案件である森林地域の縮小の3つの案件について御報告します。議案書8ページから11ページ及び説明資料の3ページ以降に記載しております。

初めに、整理番号5・豊能森林地域の縮小について御説明します。縮小する森林地域は豊能町木代に位置しており、豊能町役場の北東に位置する部分で、赤枠で示しております。

当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤枠の部分、面積にして約3ヘクタールを縮小するものです。なお、用途は太陽光パネルの設置用地でございます。

続きまして、整理番号6・四條畷森林地域の縮小について御説明します。

縮小する森林地域は四條畷市上田原に位置しており、四條畷市と奈良県生駒市の境界付近に位置する部分で、赤枠で示しております。

当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤枠の部分、面積にして約2ヘクタールを縮小するものです。なお、用途は民間事業者のグラウンド用地でございます。

続きまして、整理番号7・泉佐野森林地域の縮小について御説明します。

縮小する森林地域は泉佐野市日根野に位置しており、阪和自動車道、泉佐野ジャンクションから南東の山中に位置する部分で、赤枠で示しております。

当該地は緑色の部分が現況の森林地域で、このうち赤枠の部分、面積にして約16ヘクタールを縮小するものです。なお、用途は、太陽光パネルの設置用地でございます。

以上、御説明しました3つの案件の変更により、説明資料の1ページの総括表のとおり、森林地域は5万5,121ヘクタールから21ヘクタール減少し、5万5,100ヘクタールとなります。

なお、本変更案について豊能町、四條畷市及び泉佐野市に意見照会を行ったところ、意見はございませんでした。

説明は、以上でございます。

【嘉名 会長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問、ございませんでしょうか。

山田委員、お願いします。

【山田 委員】 今、御説明いただきました報告、もしくは第1号議案の審議につきましても、特段異議はございませんが、資料を拝見しまして、その場所はおそらくため池があったりとか、森林地域においてももともと山林があったというところで、それが市街化に編入されることについて、そこに育まれていた生態系というものがあるわけで、生物多様性というものも、しっかり保全していくという風潮になっておりますので、こういう

ものに関して市街化に編入する際には、そこに育まれていた生態系であるとか、そういったものも加味して御審議いただけるような形になればいいなというふうな思いをお伝えさせていただければというのが一点。

それと、もう一点は私、専門が森林でございますので農地のほうはちょっと分かりかねますが、森林は所有者が森林を維持しにくい状態になりつつあって、今回森林も3件、ほかの用途に変わっていくということになるわけなんですけれども、所有者が森林をそのまま維持しにくい状態の中では、こういう太陽光パネルであるとか、先ほど申し上げた生物の多様性というのは所有者の所有意義にはあまり関係のないものでもございますので、そういったものに変わっていくのも仕方がないかなという思いもある中で、やはり生態系というものにも少し着目をして、こういうものが計画されたらいいなというふうに思っている次第です。

以上でございます。

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございます。

今の山田委員の御意見ですけど、1つ目のやつは森林に限らず、1つ目の農地の話も含んでということによろしいですかね。

2つ目は森林の話で、維持しにくいというようなことについても配慮をというようなことだったと思います。

はい、ありがとうございます。御意見ということですが、何か幹事のほうからコメント等々ございましたら、生物多様性についての配慮とか、この辺りいかがでしょうか。

【幹事 木下計画調整課参事】 お答えさせていただきます。

生態系につきましては、やはり規模にもよりますけれども、環境アセスメントの手続き等とかもございまして、そちらに該当する場合につきましては、そちらでの評価を経ながら開発等とかに進めていくことになるかと

思われます。

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございました。

それではほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

三田委員、お願いいたします。

【三田 委員】 ありがとうございます。今、森林をなくして太陽光パネルという形になると聞いたんですけれども、この太陽光パネルになったところは、地目はこれ何になるんですか。これは例えば工業用地とか、そういう形になるんですか。

【嘉名 会長】 では、幹事のほうから回答をお願いできますでしょうか。

【三田 委員】 例えばエネルギーをつくるから産業用地とか、そういうような形で考えればいいんですか。

【幹事 木下計画調整課参事】 すみません、ちょっと地目については何に変わるかというのは、ちょっと今こちらで把握できておりませんでして、森林の区域ということから外れて産業用地として活用されるということになると思うんですけれども、ちょっと地目については、すみません、ちょっと確認できておりません。

【三田 委員】 はい、分かりました。

再生エネルギーという意味で太陽光パネルは分かるんですけれども、大阪は緑が少ないというような中で、果たしてこういうような利用方法も1つなんだろうけれども、今後ちょっとよく僕らも考えていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございました。

ほかに御意見などはございませんでしょうか。

ないようですので、これは報告でしたよね。ですから議決はいたしませ

ん。次の議事に移りたいと思います。

5 報告事項「大阪府国土利用計画（第五次）のPDCAについて」

【嘉名 会長】 次の議事であります。報告事項に移ります。

国土利用計画第五次のPDCAについて、報告がございます。

幹事のほうから説明をお願いいたします。

【幹事 木村計画調整課長】 続きまして、報告事項として、第五次大阪府国土利用計画のPDCAについて御説明します。

先ほど御審議いただきました大阪府土地利用基本計画が、5地域区分やそれぞれの地域が重複したときの土地利用の調整等に関する方針を定めているのに対し、国土利用計画は土地利用の将来像や基本方針、土地利用区分ごとの目標面積を定めております。

土地利用区分は農地、住宅地など9つの区分に分け、それぞれの土地利用区分ごとに、目標年次となる令和9年の面積を定めており、各区分の重複はなく、合計は大阪府の面積と一致いたします。

また、国土利用計画では計画の進捗状況を把握し、点検・評価・改善を行うなどPDCAサイクルに沿った施策を推進することとしています。

なお、第五次計画により、評価に当たっては質的な観点も含めて総合的に行うこととしております。

具体的には、これまで実施してきた土地利用区分毎の面積の増減に着目した基本的評価に加え、当該土地利用の状況を多角的に捉えるため、面積の動向と密接に関連する項目や関連施策の進捗状況など、面積の推移だけでは把握できない数値の動向も含めた指標による質的評価を新たに実施しているところです。

また、計画の中間年にあたる令和4年に、土地利用区分別及び3つの土地利用の将来像について中間評価を実施し、おおむね計画どおりの進捗であることを確認いたしました。

本年は中間評価後の3年目に当たり、昨年同様、第五次計画から大きな乖離がないかに着目して動向を把握しております。

詳細はこれから御説明させていただきますが、おおむね計画どおり進捗していることを確認しております。

質的評価を実施する土地利用区分については、昨年同様、丸印の農地、住宅地、工業用地、商業・業務施設等用地、森林の5つの土地利用区分について実施することとしております。

それでは、土地利用区分ごとの面積の推移と、質的評価について御報告します。

まず、こちらの農地面積の推移を例に、項目や数値の考え方なども併せて御説明します。

まず、破線は進捗管理値の推移で、進捗管理値は計画策定時に本審議会の御意見を受けて設定したものです。また、実線は実績値でございます。表内の数値は、1行目のAが進捗管理値、2行目のBが実績値、3行目の $B - A$ が進捗管理値と実績値の差、4行目が実績値の前年差で、いずれも単位はヘクタールです。

農地の面積の推移は、令和5年実績は、1万2,044ヘクタールと進捗管理値を下回る状況で推移しております。

次に、農地の質的評価でございます。表の左側の項目は、当該土地の利用目的に応じた関連施策であり、農地であれば多様な担い手の確保や農地の保全などとしております。指標については、関連施策を所管する担当部局と協議し、本審議会で委員の御意見を踏まえながら設定したもので、多

様な担い手の確保であれば、新規就農者数や企業参入数を指標として質的評価を実施しております。

両項目とも数値の実績は、各年とも年間目標を上回って推移している状況でございます。

続いて、特定生産緑地の指定ですが、平成4年に開始された生産緑地制度が令和4年で30年を迎え、生産緑地の解除が懸念されることを受けて創設された制度で、制度開始時である平成4年及び平成5年に指定された生産緑地のうち約9割が特定生産緑地に指定され、都市の中の農地として保全されています。

次に住宅地の面積の推移ですが、令和5年が3万5,547ヘクタールであり、進捗管理値より若干上回っております。

続いて住宅地の質的評価でございます。こちらの調査は5年に1回となっており、令和5年の調査結果を掲載しております。誘導居住面積水準の達成率については、平成30年から微増しております。また、空家率については、平成30年から微減という結果になりました。

最下段の表を御覧ください。住宅ストックの不燃化、耐震化促進の指標である防火・準防火地域指定面積は、緩やかな増加となっております。

次に、道路面積の推移でございます。令和5年実績は、現時点で国の数値が未公表となっております。これまでの推移はおおむね進捗管理値どおりとなっております。

次に、河川・水面・水路面積の推移でございます。令和5年実績は、9,963ヘクタールと、おおむね進捗管理値どおりに推移しております。令和4年からの増については、令和5年9月に供用を開始しました安威川ダムのダム湖の水面の面積となります。

続いて、都市公園面積の推移でございます。令和5年実績は5,191

ヘクタールと進捗管理値を上回っております。

こちらは工業用地の面積の推移でございます。令和5年実績は4,694ヘクタールとなっております。

工業用地の質的評価でございます。企業立地促進を施策としており、府内新規工場立地面積、新規立地件数や産業集積促進税制に関連する指標は昨年と比較し減少しましたが、製造品出荷額は増加傾向となっております。

次に、商業・業務施設等用地の面積の推移でございます。これは建物の敷地のうち、住宅地、工業用地を除いたものであり、令和5年実績は2万2,029ヘクタールとなっており、おおむね進捗管理値どおりとなっております。

商業・業務施設等用地の質的評価でございます。地区計画の策定など、都市計画手法による商業・業務系のまちづくりや開発計画について、駅周辺の件数は7件、幹線道路沿道は6件です。大規模小売店舗立地法関連の届出数は、駅周辺5件、幹線道路沿道で6件でございます。

このように、駅周辺や幹線道路沿道を中心とした土地利用誘導が行われております。

最後に、森林の面積の推移でございます。令和5年実績は5万6,764ヘクタールであり、進捗管理値より高い値で推移しております。

森林の質的評価でございます。保安林の指定を施策としており、保安林面積は増加しております。

以上が、土地利用区分ごとの面積増減の状況と関連施策に関する指標による質的評価となります。

今回のPDCAの結果を踏まえ、引き続き関係部局と連携し、国土利用計画に示された大阪の土地利用の将来像の実現に向けた施策を推進してまいります。

また、令和5年7月に国にて策定された新たな国土形成計画や、国土利用計画の全国計画の内容及び関連する関西広域地方計画の策定の動きを注視しながら、大阪府の次期計画の策定に向けた検討を進めてまいります。

報告事項は、以上でございます。

【嘉名 会長】 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

西林委員、お願いします。

【西林 委員】 御説明ありがとうございました。

6ページに記載の質的評価について、この工業用地、丸になっているんですけども、これは出荷額は確かに増えているんですけども、全体的には何かちょっと僕的には寂しい感じかなと思うんですが、将来に向けて、この大阪のこの工業用地というのは、もうちょっと確保できたほうが、そこに働く場所があって、住む人も増えてというような、いろんなプラスの循環ができてくるんじゃないかなと思うんですけども、この大阪府の考え方としては、もうこのくらいで丸じゃないかという、そういう判断でよろしいのでしょうか。

【嘉名 会長】 はい。幹事のほうから回答をお願いできますでしょうか。

【幹事 木下計画調整課参事】 お答えさせていただきます。

この目標値につきましては過去のときに、そのときのトレンドをベースに推計しておりまして、その当時工場等が減っておるという状況もございましたので、そういうふうなトレンドを踏まえまして、一旦目標値として定めております。今後につきましては、府のほうでも企業誘致に向けて様々な施策取り組んでおりまして、目標につきましては改めて次期計画の中で定めていきたいというふうに考えております。

【西林 委員】 ぜひ、上向きな目標値設定をお願いいたします。これは意見です。以上です。

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございます。

ほかに御意見などはございませんでしょうか。

はい、三田委員、お願いします。

【三田 委員】 ありがとうございます。

ちょっと何点かあるんですけども、まずこの農地面積、令和9年、今、令和7年ですから2年後ですけども、この減少傾向、ちょっと進捗管理なんですけれども、甘いのではないかなというような感じがいたします。

というのも、今、大阪府内の農業従事者の方の平均年齢が69歳です。で、5年、この2年後ですけども、どんどん、どんどん辞める方々が増えてくるのではないかなと思うので、この辺お辞めになって、この息子さんたちがもう農業やらないよというケースも増えてくるんじゃないかなというので、ちょっとその辺の見込みが2年後ですけども、甘いのかなという感じがいたしました。1点目。

それから、もう1つ。この9ページ目なんですけど、特定生産緑地の指定ですけども、指定面積が令和4年が1,394ヘクタールでした。そして、指定面積が1,500でした。次の令和5年になったら、これ16ヘクタールになっているんですけど、この辺の減少傾向が何だったかなと、ちょっと教えていただければと思います。

それから、今の工業用地面積の推移なんですけども、この企業立地促進、そして府内生産製造品の出荷額ですけども、これはこの工業団地に限るという形で理解してよろしいのでしょうか。

以上、お願いできますか。

【嘉名 会長】 はい。ありがとうございます。

御質問としては3つかなと思います。1つ目が農地の計画進捗管理値の考え方、それから2つ目が特定生産緑地、令和4年、令和5年の大きな差ですね。それから、あと。

【三田 委員】 3番目が17ページですね。17ページのところの出荷額が20.2兆円になっているんですけど、これはもう工業団地内に限るのかというところで。

【嘉名 会長】 はい。3つ目が製造品出荷額ですね。

では、幹事のほうから説明をお願いいたします。

【幹事 木村計画調整課長】 お答えいたします。

まず農業用地につきまして、高齢化が進んでおられて、なかなか今後の維持が厳しいのではないかとというところで、見通しが少しどうなのかという御意見につきましては、府のほうでも農地の担い手を新たにつくるということで、農空間づくり協議会でありますとか、農空間プランなどを策定して、農業の振興に向けて取組を進めているところでございます。引き続き関連部局と連携しながら、農地の保全につきましては連携して取組を進めてまいりたいと思っております。

2つ目の特定生産緑地の指定状況が、令和4年と令和5年で大きく減少していることにつきましてですけれども、生産緑地、指定から30年後に特定生産緑地の指定というのを受けつけるということになっておりまして、令和4年度の場合が一番多く、平成4年に指定された面積が多かったので、多く指定されているということになっております。平成5年のときに指定された面積が小さかったので、令和5年に指定された面積が小さく見えるんですけれども、生産緑地に指定されたおおむね9割程度が、特定生産緑地に引き続き指定されておりますので、おおむね都市部の生産緑地は確保できているのかなというふうに見ておるところです。こちらのほうについ

でも引き続き状況をしっかり把握しながら、対応を庁内で連携して取り組んでいきたいと思っております。

あと最後に工業の出荷額の件につきましては、こちらのほうは工業団地とかいう形に限らず、府域全体での出荷額を調査結果に基づいてお示している状況でございますので、府域全域として御認識いただければと思います。

以上でございます。

【三田 委員】 ありがとうございます。

本当に、これから担い手の確保という形で令和5年で62人と増えてきていますけど、リタイアする方々のほうがもう圧倒的に多いと思いますので、その辺がバランスよりか、もうアンバランスの世界に入ってくるから気をつけていただければと思います。

それから、ちょっと工業製造品の出荷額、こんなに大阪低かったかなというのはちょっと印象だったんですけども、ちょっと私もまた研究させてもらいます。ありがとうございます。

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見などはございませんでしょうか。

はい、岡井委員、お願いします。

【岡井 委員】 御説明どうもありがとうございました。

数値だけではなく、質的観点を含めて評価をしていくということには賛成です。先ほどの土地利用基本計画に関してですが、農地や森林を除外するときに、外す側から許可することで、その後の5地域区分が変化しますが、重複していた農地や森林が外れ都市地域のみになった後、どういうふう利用されるのか。例えば飛び地になっているところで、周囲にはやはり農地や森林が残されているとか、森林が太陽光パネルになってしまった

後、その後をどうするのか、太陽光パネルが永遠に続くわけではありませ
んの、その後の都市地域としての土地利用をどういうふうと考えていく
のかということについて、外すことに対して問題がないという判断だけで
はなく、その後の土地利用ということも考えた上で、5地域の変更とい
うものを今後考えていただきたいということです。例えば森林地域に関し
ましては、この国土審で議論するより前に、既に決まっているので報告と
いうことになっておりますが、実際に開発が許可される前に、都市地域の
部局との事前協議などをされておられるのかどうかというような辺りを教
えていただけますでしょうか。

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございます。

関連部局というか、土地利用を所管している部局、今回の場合は森林で
いいですかね。森林について事前に土地利用部局と協議がされていらっし
やるかということについて、幹事のほうから説明をお願いします。

【幹事 塩野森づくり課長】 環境農林水産部みどり推進室森づくり課
長の塩野でございます。ただいまの委員の御質問に対してお答えさせてい
ただきます。

森林の開発、特に太陽光パネルに関してですけれども、これまで説明さ
せていただいておりますとおり、制度的には一定の審査基準をクリアすれ
ば許可しなければならないという制度になっております。

ただ、大阪府におきましては、この審査基準に関して、とりわけ太陽光
パネルにつきましては、国が示します技術的助言よりもさらに厳しい内容
で審査基準を設けております。ですので、他府県に比べますと、大阪府の
中で仮に太陽光発電施設を整備する際には、とりわけ厳しい中で基準を設
けているということと、国の制度の中でも事業の開発区域の中で、残置森
林であったり、一旦事業をするために造成した後にまた森林に回復する造

成森林というのを、一定基準以上設けないといけないということになっておりますので、できる限り残置森林であったり、造成後も樹木を植栽するなどして森林に回復したところを多く設けるというようなことを、開発の申請の事前の段階で協議はさせていただいておりまして、その辺は現地の状況等も踏まえながら正式な申請許可に当たって、繰り返し指導・助言をしているということでございます。その結果として最終的に許可という流れを取らせていただいております。以上です。

【岡井 委員】 ありがとうございます。

事前に協議の上に開発の許可が下りているということを聞いて、安心いたしました。一方的に5地域の1つの側からの許可だけではなくて、その後のことも考えて、全体としての国土利用の調整を今後もしていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございます。

ほかに意見などはございませんでしょうか。

はい。それでは次に移りたいと思います。

6 報告事項「大阪府国土利用計画及び土地利用基本計画の改定について」

【嘉名 会長】 最後に、国土利用計画及び土地利用基本計画の改定について報告がございました。

幹事のほうから説明をお願いいたします。

【幹事 木村計画調整課長】 最後に、報告事項といたしまして、大阪府国土利用計画及び大阪府土地利用基本計画の改定について、御説明いたします。

初めに、国土利用計画法に基づく各種計画の関係を、改めて御説明いたします。

国土利用計画は、国土利用計画法第5条に基づき、国が、国全体の国土の利用に関する計画として、全国計画を策定いたします。この全国計画は、国土形成計画法に基づき策定される国土形成計画（全国計画）と一体として作成することとされています。この全国計画を基本として、都道府県は国土利用計画を策定することになります。

また、都道府県は国土利用計画を基本として、土地利用基本計画を策定いたします。大阪府では、第五次全国計画を基本として、平成29年3月に、令和9年を目標年次として第五次大阪府国土利用計画を策定し、平成30年3月に大阪府土地利用基本計画を策定しました。

令和5年7月に第六次全国計画が策定され、また第五次大阪府国土利用計画の目標年次が近いことから、大阪府において国土利用計画、土地利用基本計画の改定に向けた検討を開始する必要があります。

ここで、国土利用計画と土地利用基本計画の概要について御説明いたします。

改めてとなりますが、第五次大阪府国土利用計画は、国土利用計画法第7条に基づき平成29年3月に策定されたもので、令和9年を目標年次としております。

なお、本計画は法律上、策定義務はなく任意での策定となっております。本計画の趣旨は限りある国土を適正に利用するための総合的な計画であり、大きな方向性を描くビジョンを示すものでございます。

また、定める内容としましては説明が重複しますが、国土の利用に関する基本構想や国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標などとなっております。

次に、土地利用基本計画についてです。

大阪府土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき平成30年3月に策定されたもので、こちらの計画については、策定することが義務となっております。

本計画の趣旨としましては、個別法の土地利用の調整等に関する事項について定める計画となっております。計画の内容は、こちら先ほど説明しましたが、個別法による5つの地域を地形図に定めるとともに、土地利用の調整等に関する事項として、土地利用の基本方向や5地域の重複する地域における調整指導方針等を定めております。

なお、これらの2つの計画においては、国土利用計画における基本構想と、土地利用基本計画における基本方向の土地利用の基本理念・土地利用の将来像と基本方針について、内容が重複している状況となっております。

これらの計画の改定に向けた方針と、進め方の大阪府の案を御説明いたします。まず、計画改定の方針としましては、2点ございます。

1点目としては、先ほど申し上げましたとおり、これらの計画には重複する記載があることに加えて、国土、土地利用に関する計画が複数ある状況を鑑みて、行政計画の効率的運用・社会的分かりやすさの向上を目的として、両計画の統合を視野に入れて検討することといたします。

2点目として、国土利用計画の数値目標については、国と同様に面積による目標設定を行っており、先ほどのPDCAでの御説明でお示しましたが、大阪府内の国土の利用状況を定量的に把握し続けることは意義があるもの、引き続き面積を目標とすることについては、実効性を検証の上、その取扱いを判断することといたします。

最後に、改定の進め方の案について御説明いたします。

令和8年度末の計画改定を目標とし、令和7年度、8年度の2か年での

検討・作成作業を進めてまいります。また、本審議会の下部組織として部会を設置いただきまして、複数回部会を開催し、集中的に議論・検討を行った上で、審議会に諮るなどしながら、計画案を策定していくことを想定しております。

報告事項は、以上でございます。

【嘉名 会長】 ただいまの説明がありましたように、専門的かつ集中的、機動的に検討を進めるため、本審議会に部会を設置したいというふうに考えております。

部会の設置、あるいは方針、進め方について御意見、御質問などいただければと思います。いかがでしょうか。

特に御意見がないということでしたら、恐らく目標年次が近いということもございますので、改定のタイミングが来ているということと、あと今日も一つ前の報告事項でPDCAとして御報告いただいた内容、これでやっぱり土地利用の実態が分かるという意味においては、非常に意義があるということではございますけれども、これをコントロールするような術を、この土地利用の担当部局のほうで道具があるかということとそうでもない。むしろ、それぞれの農業とか森林とか自然公園、それから自然保全を所管している部局のほうで権限は持っているということなので、そういうことも含めて、そこを調整していくのがこの役割なんですけども、そのことを考えた上で、この目標設定のあり方自体を考えていくということだというふうに考えています。

土地利用基本計画については策定義務がございますので、従来どおりの運用かと思いますが、いわゆる国土利用計画に該当する部分を今回、両計画を統合していくという中で、目標の設定の仕方についてなんかは柔軟に考えていくということもあっていいかなと思います。

それから、あと例えばこれは全国的に今、都市計画ですと、都市地域の部分について言いますと、全国的に区域区分の見直しというのがされています。その中でも最近顕著な事例としては、いわゆる逆線引きという、市街化区域から調整区域に変えていくとか、そういうのは非常に増えてきていまして、つまり、これから土地利用が大きく区分されているものが相互に変わるというようなことは、今までどっちかという都市のほうに全部入るという感じだったと思いますが、これからは必ずしもそうでもないという時代が来るかなと思っています。そういうことをしっかり見据えたような土地利用の計画のあり方というのを考えていただいたらというふうに思っています。

それでは当審議会に部会を設置するという事で、御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声）

【嘉名 会長】 はい。ありがとうございます。

部会の委員につきましてですが、これは審議会条例第六条において、部会に属する委員等は会長が指名すると規定されております。

当審議会委員から学識経験者の方々を中心に選任することとし、委員の選任につきましては、私、会長に一任いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声）

【嘉名 会長】 はい、ありがとうございます。

御了承いただきましたので、今後委員を選任し、部会を設け、検討を進めていきたいと思っております。委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、部会での検討内容につきましては、適宜皆様に御報告いたしますので、併せてよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定しておりました全ての議題は終了いたしました。

本日の議題につきましては、直ちに事務局において必要な手続きをお願いいたします。

委員の皆様には円滑な議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。

7 閉 会

【司会】 嘉名会長、議事進行ありがとうございました。

本日の審議会を踏まえまして、大阪府において必要な手続きを進めてまいります。

以上をもちまして、令和6年度第1回大阪府国土利用計画審議会を閉会とさせていただきます。

本日御出席いただきました委員並びに幹事の皆様、誠にありがとうございました。

（午前11時11分 閉会）